

平成24年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査  
調査結果の概要1（公立学校分）

資料1

主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	24年度	23年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	6,269件	6,144件	125件増加
いじめの認知件数 いじめの改善率 （公立小・中・高・特別支援学校）	6,925件 96.1%	4,283件 95.0%	2,642件増加 1.1ポイント上昇
小・中学校不登校児童・生徒数 （公立小・中学校）	8,554人	9,281人	727人減少
高等学校長期欠席者数 （公立高等学校）	7,228人	7,135人	93人増加
中途退学者数 （公立高等学校）	2,234人	2,416人	182人減少

目次

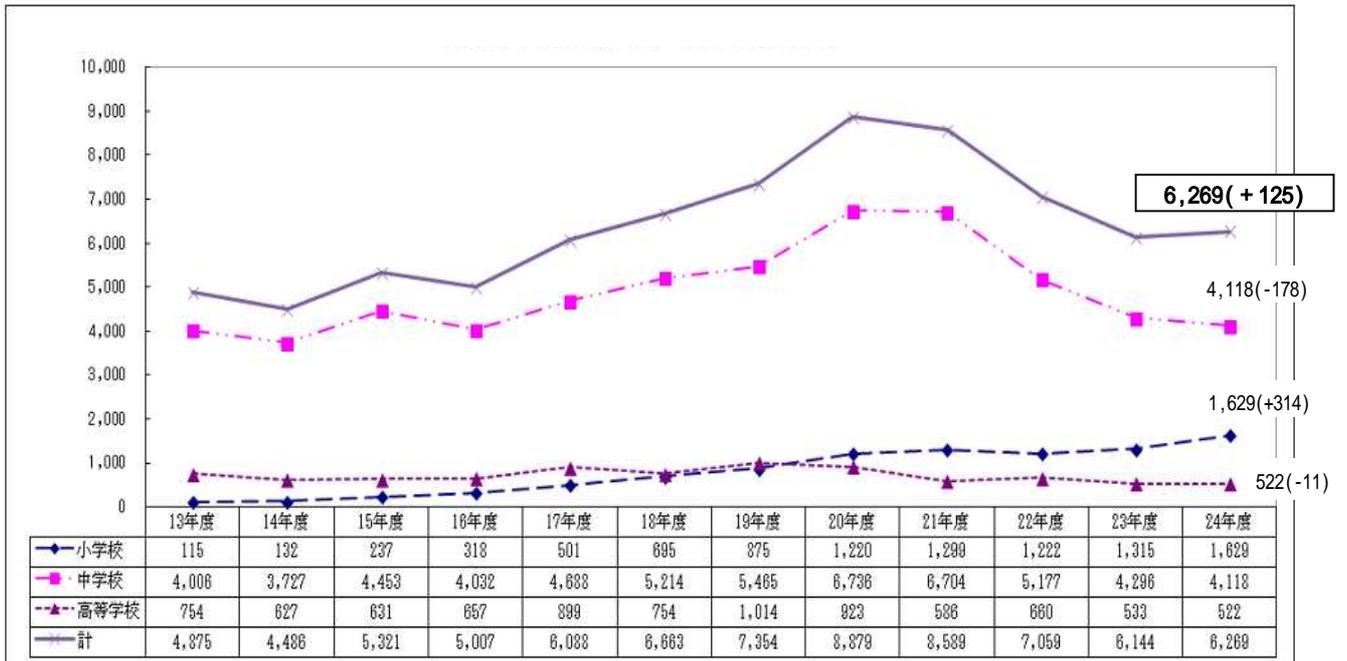
暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・1
いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・2
長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・4
長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・5
中途退学者について（公立高等学校）	・・・5
〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・6
地域別の状況について（公立小・中学校）	・・・8
項目別調査結果の概要と捉えについて	・・・9
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・9
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・10
3 長期欠席・不登校児童生徒の状況（公立小・中学校）	・・・11
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・13
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・14
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・15
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・15
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・15
神奈川県教育委員会の主な取組みについて	・・・16

\* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

平成25年12月  
神奈川県教育委員会

## 暴力行為について

### 暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件数】



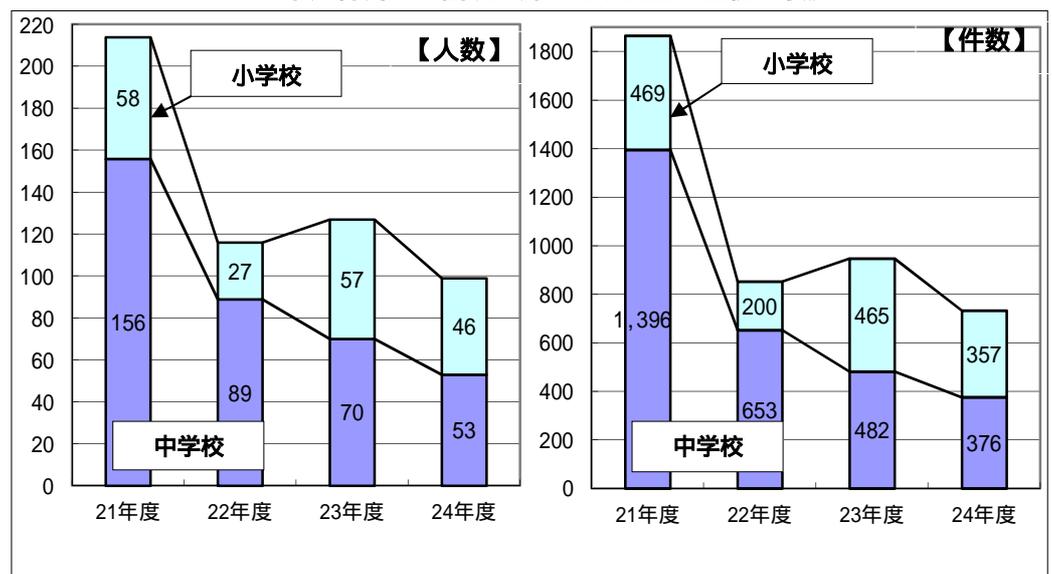
公立小・中・高等学校における平成24年度の暴力行為の発生件数は、前年度より125件増加し6,269件でした。小学校は前年度より314件増加の1,629件でした。これは、きめ細かく把握し指導した結果と捉えています。また、中学校は前年度より178件減の4,118件となりました。学校が、継続的に未然防止に取り組んできた成果と捉えています。

### 暴力行為を5回以上繰り返す生徒数・発生件数が 中学校において3年連続で減少しました。 暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況については、中学校では53人の生徒が376件の暴力行為を起しました。

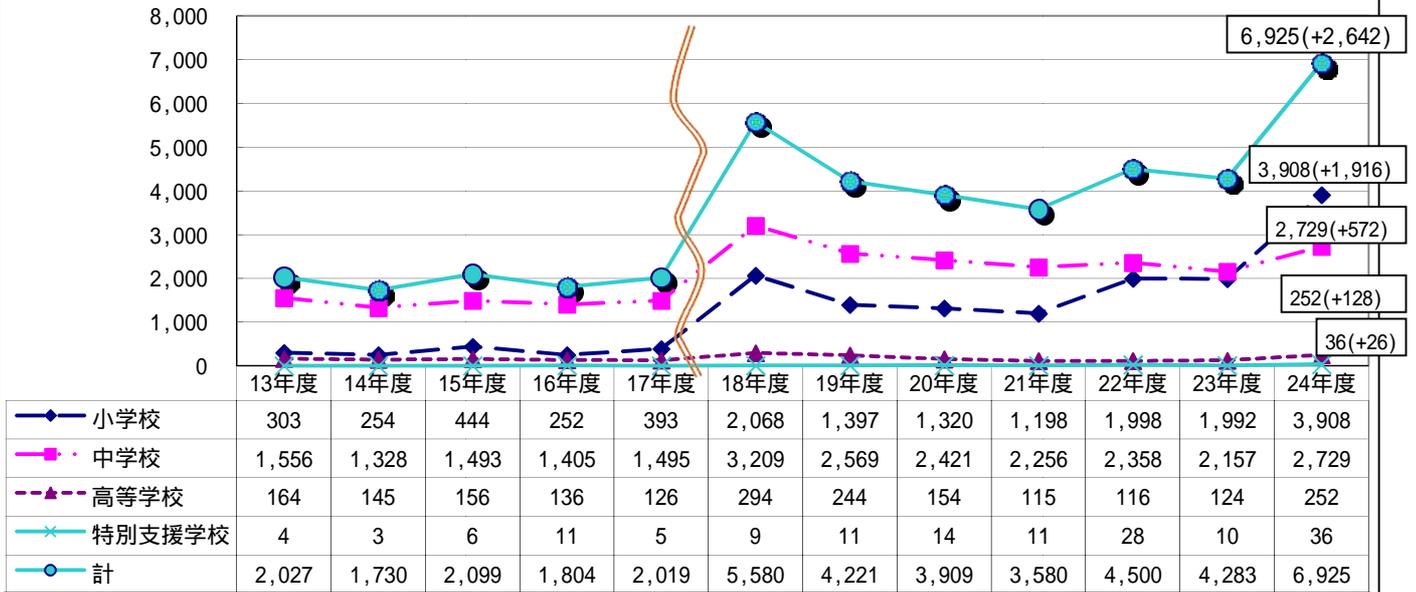
平成21年度に比べ3分の1程度まで減少しています。1人あたりの起こす件数も平成21年度の8.9件(1,396件/156人)から7.1件(376件/53件)

と1.8件減少しています。これは、学校が関係機関と連携し、組織的・継続的に支援を行った成果と捉えています。



# いじめについて

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件数】



\* 18年度にいじめの定義が変更された

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より2,642件増加し、6,925件でした。全ての校種でいじめの認知件数は増加しています。これはいじめを積極的に認知し、早期に対応している結果と捉えています。今回、初めて小学校の認知件数が中学校の認知件数を上回りました。

## いじめの積極的な認知と早期対応により、いじめの改善率が上昇しました。

各学校ではいじめをどの子どもにも起こり得る問題として捉え、いじめの実態把握のためにアンケート調査を実施し、積極的に認知に努めています。その実施率が、平成23年度の96.7%から平成24年度は97.3%まで上昇しました。

また、各学校では児童・生徒の悩みや苦しみにいち早く気づくため、アンケートの実施方法や内容の改善にも取り組んでいます。

実施把握のためのアンケート実施率【%】

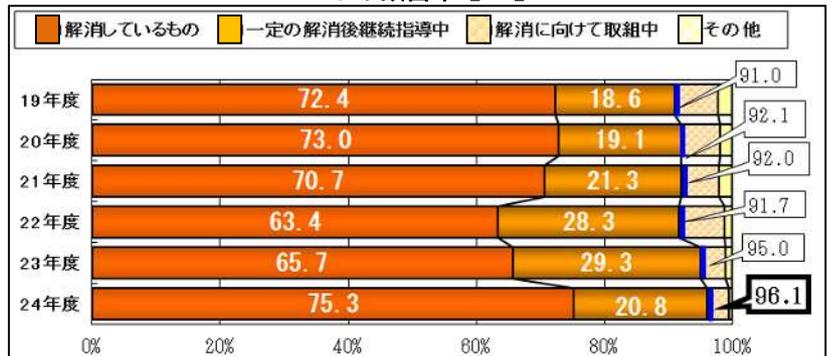


\* 実施率は、全公立学校数に占めるアンケート調査を実施した公立学校数の割合

各学校では、認知したいじめを早期に対応することにより、いじめの改善率が、平成23年度の95.0%から、平成24年度は96.1%まで上昇しました。

各学校では、積極的に認知したいじめに対して、速やかに指導と支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

いじめ改善率【%】



\* 改善率は、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

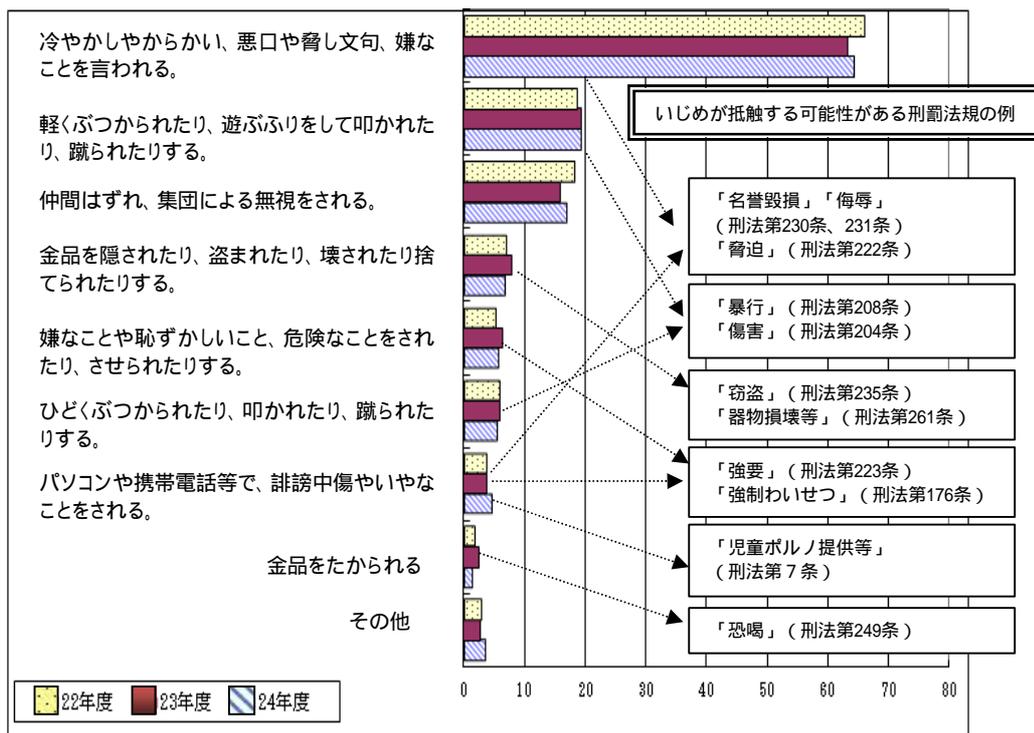
## 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめには警察との連携が必要です。

いじめの態様（いじめ全体に占める態様ごとの割合）【%】

平成24年度から新しく調査項目に加わった「警察に相談・通報した学校数」については、いじめを認知した学校数に占める割合は4.8%でした。

いじめの中には、暴力を伴ういじめ等、犯罪行為として取り扱われるべきものが含まれます。

学校は警察と日ごろからの連携体制を構築し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめには、早期に連携した対応を取る必要があります。

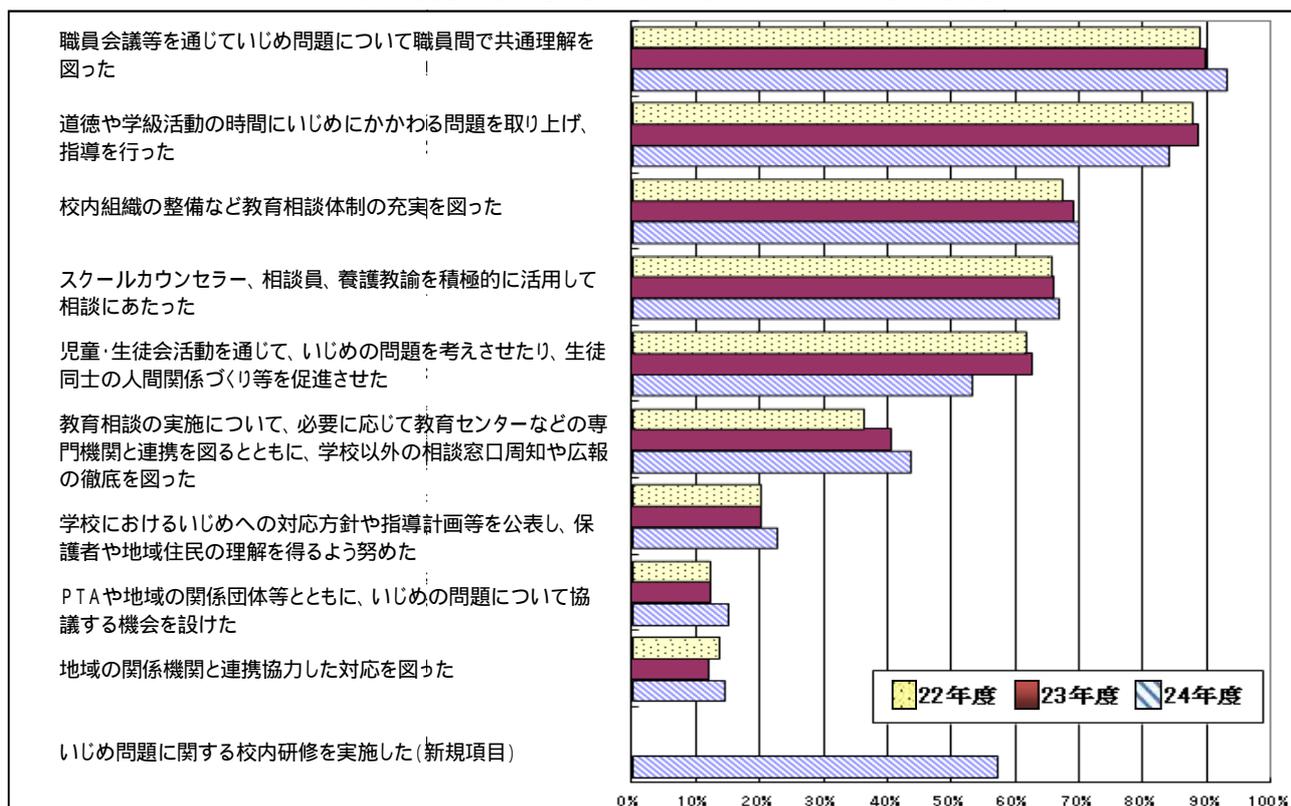


\* 複数回答のため、合計は100%を超える

## 学校、家庭、地域が一体となり、関係機関と連携して対応する必要があります。

いじめ問題については、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが重要です。学校はいじめへの対応方針や指導計画等を積極的に情報発信し、保護者や地域住民の理解や協力を得る必要があります。また、学校においては、児童・生徒が主体となったいじめ問題への取組みを推進する必要があります。

いじめに対する日常の取組（全校に占める取り組んでいる学校の割合）【%】

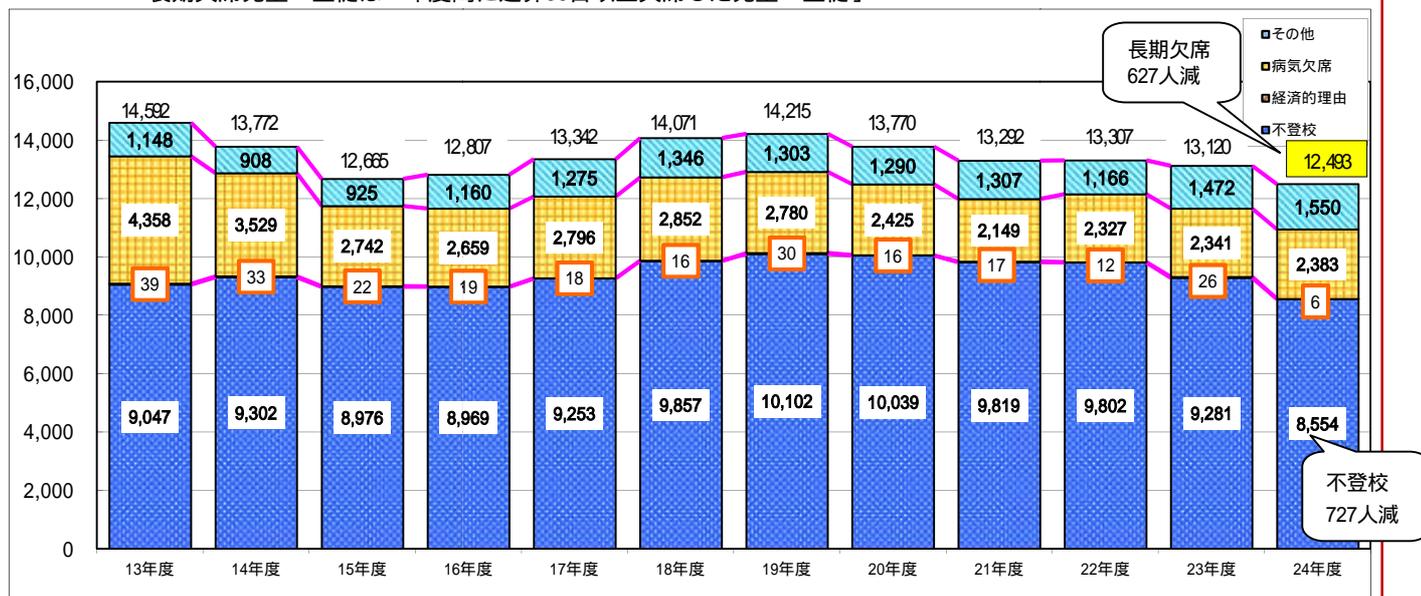


\* 複数回答のため、合計は100%を超える

## 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

### 理由別長期欠席児童・生徒数の推移（神奈川県公立小・中学校）【人数】

\* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」



		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	長期欠席	5,726 (12.8)	5,419 (12.0)	4,488 (9.81)	4,483 (9.72)	4,518 (9.67)	4,794 (10.2)	4,817 (10.2)	4,425 (9.31)	4,382 (9.21)	4,454 (9.39)	4,640 (9.88)	4,365 (9.42)
	不登校	1,780 (3.97)	2,179 (4.82)	1,969 (4.30)	1,895 (4.11)	1,854 (3.97)	2,051 (4.35)	2,153 (4.56)	2,047 (4.31)	2,146 (4.51)	2,246 (4.74)	2,149 (4.58)	1,908 (4.12)
中学校	長期欠席	8,866 (43.2)	8,353 (41.7)	8,177 (41.9)	8,324 (43.4)	8,824 (45.9)	9,277 (47.8)	9,398 (47.6)	9,345 (46.8)	8,910 (44.0)	8,853 (43.6)	8,480 (40.8)	8,128 (38.8)
	不登校	7,267 (35.4)	7,123 (35.6)	7,007 (35.9)	7,074 (36.9)	7,399 (38.5)	7,806 (40.2)	7,949 (40.2)	7,992 (40.0)	7,673 (37.9)	7,556 (37.2)	7,132 (34.3)	6,646 (31.7)

( )内は1,000人あたりの人数

公立小・中学校における長期欠席児童・生徒数は12,493人、うち不登校児童・生徒数は8,554人で、前年度より727人減少しました。特に、中学校においては昨年に引き続き大幅な減少となりました。

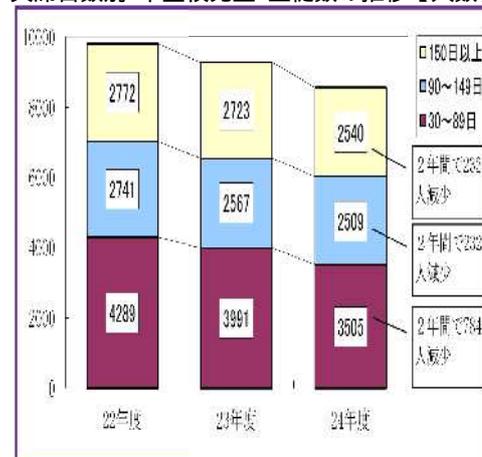
### 不登校のうち、年間30～89日欠席の児童・生徒数が最も減少しています。

（「未然防止」「早期発見・早期対応」の成果が見られます）

欠席日数別不登校児童・生徒数は、年間の欠席日数30日～89日（週1～2日程度）の児童・生徒数が、この2年間で最も減少しました。この区分の児童・生徒数を減少させるためには、各学校による「未然防止」や「早期発見・早期対応」の取組みが不可欠であり、その充実が、今回の不登校の大幅な減少につながった理由の一つであると考えています。

具体的には、学校において、様々な場面で子どもが意欲を持って活躍できる場を用意したり、子ども同士の豊かな人間関係づくりを後押ししたり、授業改善に努めるなど、「未然防止の取組み」を充実させていることや、「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」を合い言葉に先生方がかわるなど、休み始めの初期対応に取り組んできた成果の表れと捉えています。

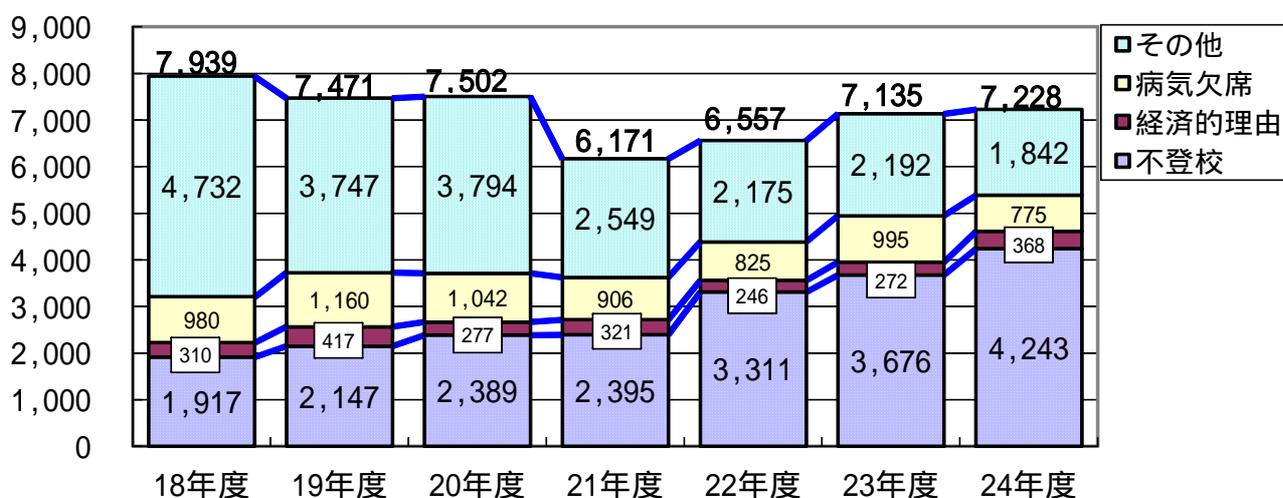
欠席日数別 不登校児童・生徒数の推移【人数】



\* 県独自の調査項目

## 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

理由別長期欠席生徒数の推移〔神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計〕【人数】



公立高等学校における長期欠席者については7,228人となり、前年度より、93人増加しました。うち不登校生徒数は4,243人で、長期欠席者数の58.7%（前年度51.5%）にあたります。

\* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」

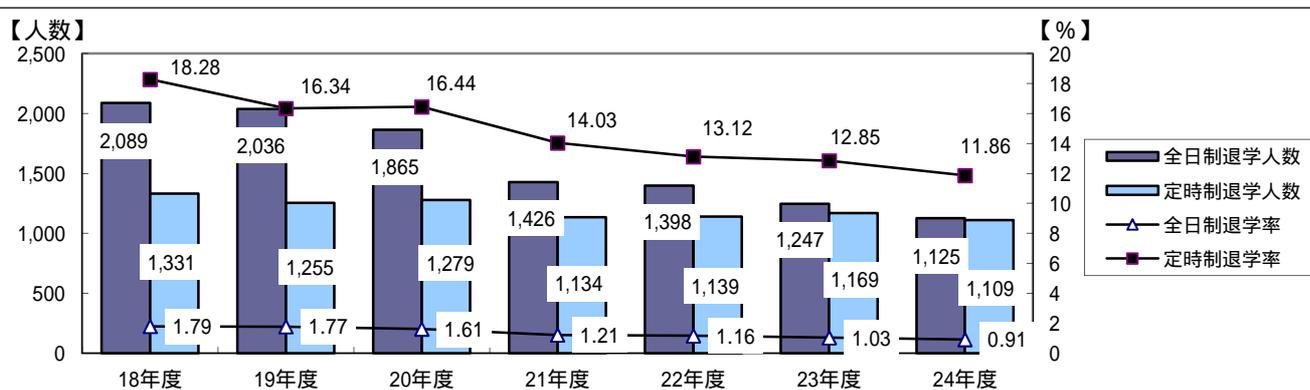
生徒の欠席理由を積極的に「不登校」として捉え、

きめ細かな支援に取り組んでいます。

各学校では、教育相談コーディネーターを中心としてスクールカウンセラーなどの人材を有効活用しながら教育相談体制を確立し、不登校生徒一人ひとりの状況に即した支援を継続して行っています。

## 中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数等の推移[全日制・定時制別]



公立高等学校における中途退学者は2,234人となり、前年度より182人減少しました。この人数は在籍者（平成24年4月1日現在）の1.68%（前年度1.85%）にあたります。

中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

中途退学者については平成18年度を境に年々減少しており、また、在籍者数に占める中途退学者の割合も減少の傾向にあります。生徒が「わかる」授業や達成感を得ることのできる授業づくりに各学校が取り組んだことや、総合学科や単位制の高校が増加したことから、単位修得ができずに原級留置となった生徒が中途退学する傾向が薄れたことがうかがえます。さらに、各学校において生徒一人ひとりに対する「きめ細かなねばり強い生徒指導」が図られていることも減少傾向の要因の一つと捉えています。

[ 参考 ]

「暴力行為」の文部科学省による定義・調査基準

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

「いじめ」の文部科学省による定義・調査基準

文部科学省は、平成18年度に関する調査から、いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、次のように「いじめの定義」を見直し、調査しています。また、平成24年度に関する調査では、次の下線の部分が追加されました。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要です。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

#### 「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由の文部科学省による定義・調査基準

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいいます。  
「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席することです。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席することです。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとします。

[「不登校」の具体例]

- ・学校生活上の影響 : いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。
- ・あそび・非行 : 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・無気力 : 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・不安など情緒的混乱 : 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。
- ・意図的な拒否 : 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・複合 : 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していて、いずれが主であるかを決めがたい。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

[「その他」の具体例]

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席すること。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席すること。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席していること。
- ・欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できないこと。

## 地域別の状況について（公立小・中学校）

公立小・中学校における「暴力行為の発生件数」「いじめの認知件数」「不登校児童・生徒数」について、地域別の状況をお知らせします。県内における地域別の状況をまとめることにより、地域全体で子どもの健全育成を推進していきたいと考えています。

不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況

### 1 暴力行為の発生件数「地域別」（中等教育学校を除く）

	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,219	2,006	3,225	12.0	928	2,115	3,043	11.3	291	109	182	0.7
川崎市	61	346	407	4.1	63	401	464	4.7	2	55	57	0.6
相模原市	64	422	486	8.9	92	338	430	7.8	28	84	56	1.1
横須賀市	114	179	293	9.3	21	160	181	5.6	93	19	112	3.7
湘南三浦	30	268	298	3.8	25	301	326	4.2	5	33	28	0.4
県央	67	503	570	8.4	122	507	629	9.2	55	4	59	0.8
中	62	244	306	6.6	58	337	395	8.4	4	93	89	1.8
足柄上	6	22	28	3.0	0	25	25	2.6	6	3	3	0.4
足柄下	6	127	133	7.4	6	106	112	6.0	0	21	21	1.4
神奈川県	1,629	4,117	5,746	8.6	1,315	4,290	5,605	8.3	314	173	141	0.3

### 2 いじめの認知件数「地域別」（中等教育学校を除く）

	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人
横浜市	2,421	1,024	3,445	12.9	1,324	837	2,161	8.0	1,097	187	1,284	4.9
川崎市	353	238	591	6.0	130	170	300	3.1	223	68	291	2.9
相模原市	292	313	605	11.0	85	196	281	5.1	207	117	324	5.9
横須賀市	212	106	318	10.1	73	109	182	5.7	139	3	136	4.4
湘南三浦	215	412	627	8.1	97	364	461	5.9	118	48	166	2.2
県央	193	338	531	7.9	160	245	405	5.9	33	93	126	2.0
中	121	166	287	6.2	93	152	245	5.2	28	14	42	1.0
足柄上	66	39	105	7.1	9	26	35	3.6	57	13	70	3.5
足柄下	35	93	128	7.1	21	57	78	4.2	14	36	50	2.9
神奈川県	3,908	2,729	6,637	9.9	1,992	2,156	4,148	6.1	1,916	573	2,489	3.8

### 3 不登校児童・生徒数「地域別」（中等教育学校を除く）

	平成24年度				平成23年度				平成24、23年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人
横浜市	881	2,444	3,325	12.4	1,040	2,650	3,690	13.7	159	206	365	1.3
川崎市	210	1,010	1,220	12.4	238	1,036	1,274	13.0	28	26	54	0.6
相模原市	126	678	804	14.7	157	703	860	15.5	31	25	56	0.8
横須賀市	110	477	587	18.6	97	479	576	17.9	13	2	11	0.7
湘南三浦	174	549	723	9.3	178	653	831	10.7	4	104	108	1.4
県央	196	741	937	13.9	223	751	974	14.3	27	10	37	0.4
中	128	438	566	12.3	109	520	629	13.4	19	82	63	1.1
足柄上	27	100	127	13.5	27	86	113	11.7	0	14	14	1.8
足柄下	56	198	254	14.1	80	250	330	17.8	24	52	76	3.7
神奈川県	1,908	6,635	8,543	12.7	2,149	7,128	9,277	13.7	241	493	734	1.0

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
足柄上教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下教育事務所 管内	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 項目別調査結果の概要と捉えについて

### 1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

#### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.1～7）

ア 暴力行為の発生件数は6,269件と前年度より増加（前年度より125件増加）

イ 校種別内訳では、

小学校	1,629件	増加	前年度より314件増加
中学校	4,118件	減少	前年度より178件減少
高等学校	522件	減少	前年度より11件減少

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	834件	減少	前年度より128件減少
生徒間暴力	3,909件	増加	前年度より386件増加
対人暴力	88件	減少	前年度より23件減少
器物損壊	1,438件	減少	前年度より110件減少

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケースは、

1,006件（前年度より75件減少）

20.8%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より2.7ポイント低下）

オ 加害児童・生徒数は、（実人数）

小学校	1,317人	増加	前年度より307人増加
中学校	3,345人	増加	前年度より237人増加
高等学校	697人	増加	前年度より11人増加

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童生徒数（延人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	86	156	178	238	357	498	1,172	1,539	1,408
学 年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	395	224	104						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数＜実人数＞に占める割合）

小学校	46人（3.5%）	減少	前年度より11人減少
中学校	53人（1.6%）	減少	前年度より17人減少
高等学校	0人	前年度と変わらず	

該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	357件（21.9%）	減少	前年度より108件減少
中学校	376件（9.1%）	減少	前年度より106件減少
高等学校	0件	前年度と変わらず	

ク 加害児童・生徒に対する学校の対応は、

連携した機関等（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	462人（7.3%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	207人（3.3%）
病院等の医療機関等と連携した対応	184人（2.9%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	179人（2.8%）
地域の人材や団体等と連携した対応	45人（0.7%）

指導等の内容（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

被害者等に対する謝罪指導	4,706人（74.1%）
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	4,691人（73.8%）
友人関係を改善するための指導	2,942人（46.3%）
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,359人（37.1%）
教職員との関係改善	752人（11.8%）
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	671人（10.6%）
個別に学習支援	621人（9.8%）
その他	75人（1.2%）

（2）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は増加しており、特に小学校の増加が顕著である。中学校、高等学校では減少している。形態別では、生徒間暴力のみが小学校、中学校ともに増加している。これについては、人間関係形成能力や社会形成能力、また自己管理能力の育成を進める必要があると捉えている。

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数、発生件数は、小学校も中学校も減少している。（高等学校はともに0）学校において早い段階で学校や関係機関が継続的に指導・支援を行った成果と捉えている。

加害児童・生徒に対する学校の指導等の内容としては、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」の割合が高い。加害児童・生徒が自分の行為に対し、しっかりと向き合うよう指導に努めている。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.8～15）

ア いじめの認知件数は**6,925件**（前年度より2,642件増加）

イ 校種別の内訳では、

小学校	3,908件	増加	前年度より1,916件増加
中学校	2,729件	増加	前年度より572件増加
高等学校	252件	増加	前年度より128件増加
特別支援学校	36件	増加	前年度より26件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	14	37	1	2
いじめを認知した学校数に占める割合（%）	2.2	9.9	1.0	12.5

エ いじめの現在の状況で（平成24年度末時点）

- ・「解消しているもの」の件数の割合は、75.3%（前年度より9.6ポイント上昇）
- ・「解消しているもの」と「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」を合わせた「改善率」を見ると、96.1%（前年度より1.1ポイント上昇）

オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（\* 特別支援学校を除く）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	305	415	587	748	911	942	1,198	996	535
学年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	141	76	35						

- カ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）  
 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 4,449件（64.2%）  
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 1,343件（19.4%）  
 仲間はずれ、集団による無視をされる。 1,170件（16.9%）  
 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 467件（6.7%）  
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 395件（5.7%）
- キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組み（回答の多いものと回答した割合）  
 職員会議を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 1,403校（93.2%）  
 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 1,265校（84.0%）  
 いじめの問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。 1,054校（70%）  
 スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。 1,005校（66.7%）  
 いじめの問題に関する校内研修を実施した。（新規項目） 863校（57.3%）  
 児童・生徒会活動を通じて、いじめの原因を考えさせたり、生徒同士の間関係や仲間作りを促進させた。 803校（53.3%）
- ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法  
 ・「アンケート調査を実施」した学校の割合は、97.3%（前年度より0.6ポイント上昇）

## （2）調査結果の捉え

学年別いじめの認知件数では中学校1年生が最も多い。環境が変わった段階での人間関係づくりが重要と考えられる。

いじめの改善率（\*いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合）が上昇している。各学校が速やかな指導と支援を行い、一定の解消後も指導・支援を継続している結果と捉えられる。

いじめの実態把握のため、「アンケート調査」等を実施した学校が増加し、きめ細かく実態を把握し、いじめの問題に対する早期発見・早期対応を積極的に行っている。

## 3 長期欠席・不登校児童生徒の状況（公立小・中学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.16～24）

ア 不登校児童・生徒数は8,554人と、5年連続して減少（前年度より727人減少）

出現率は1.27%（前年度より0.10ポイント低下）

イ 校種別の内訳では、

小学校	不登校児童数 1,908人（前年度より241人減少）
	出現率 0.41%（前年度より0.05ポイント低下）
中学校	不登校生徒数 6,646人（前年度より486人減少）
	出現率 3.17%（前年度より0.26ポイント低下）

【参考】長期欠席児童・生徒数（学校基本調査より）

長期欠席児童・生徒数は12,493人（前年度より627人減少）

出現率は1.86%（前年度より0.08ポイント低下）

校種別の内訳では、

小学校	長期欠席児童数	4,365人（前年度より275人減少）
	出現率	0.94%（前年度より0.05ポイント低下）
中学校	長期欠席生徒数	8,128人（前年度より352人減少）
	出現率	3.88%（前年度より0.20ポイント低下）

長期欠席に占める不登校の割合は

小学校	43.7%（前年度より2.6ポイント低下）
中学校	81.8%（前年度より2.3ポイント低下）
小・中合計	68.5%（前年度より2.3ポイント低下）

ウ 小中学校 不登校児童生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	115	153	247	374	459	560	1,500	2,389	2,757

エ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況では、

年間 30日～59日の欠席	2,129人（全体の24.9%）
年間 60日～89日の欠席	1,376人（全体の16.1%）
年間 90日～119日の欠席	1,263人（全体の14.8%）
年間120日～149日の欠席	1,246人（全体の14.6%）
年間150日～179日の欠席	1,092人（全体の12.8%）
年間180日以上欠席	1,448人（全体の16.9%）

オ 不登校児童・生徒への指導結果状況では、

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	42.7%（前年度より4.3ポイント低下）
中学校	37.2%（前年度より0.7ポイント低下）

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	18.5%（前年度より0.4ポイント低下）
中学校	23.1%（前年度より0.2ポイント低下）

を合わせた「改善率」は、

小学校	61.2%（前年度より4.6ポイント低下）
中学校	60.3%（前年度より0.9ポイント低下）
小・中合計	60.5%（前年度より1.8ポイント低下）

カ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置では、

小学校（上位項目のみ）（不登校児童在籍校総数に占める割合）

登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした。 248校（40.1%）

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。 179校（29.0%）

保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。 173校（28.0%）

中学校（上位項目のみ）（不登校生徒在籍校総数に占める割合）

スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。 257校（63.3%）

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。 248校（61.1%）

登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした。 232校（57.1%）

- キ 相談・指導を受けた学校外の機関は、
- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| 小学校（上位項目のみ）（不登校児童総数に占める割合）     |             |
| 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> | 354人（18.6%） |
| 病院、診療所                         | 255人（13.4%） |
| 児童相談所、福祉事務所                    | 197人（10.3%） |
| 中学校（上位項目のみ）（不登校生徒総数に占める割合）     |             |
| 教育支援センター（適応指導教室）               | 707人（10.6%） |
| 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> | 539人（8.1%）  |
| 病院、診療所                         | 491人（7.4%）  |
- ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童生徒数に対する）は
- |       |                     |                       |
|-------|---------------------|-----------------------|
| 小学校   | 836人（前年度より143人減少）   | 43.8%（前年度より1.8ポイント低下） |
| 中学校   | 2,126人（前年度より127人減少） | 32.0%（前年度より0.4ポイント上昇） |
| 小・中合計 | 2,962人（前年度より270人減少） | 34.6%（前年度より0.2ポイント低下） |

## （2）調査結果の捉え

不登校児童・生徒数は減少している。学校の支援として、「電話をかけたりに迎えに行く」や「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのる」など積極的な取り組みが効果をあげている。また、特に年間30～89日欠席の児童・生徒数が2年間で大幅に減少しており、授業改善や児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意するなど「未然防止」、「早期発見・早期対応」に努めてきた結果の表れであると捉えている。

長期欠席児童・生徒のうち「不登校」を理由とする割合が低下し、「その他」を理由とする割合が増加している。各学校において、欠席理由にかかわらず長期欠席児童・生徒への支援を充実するとともに、欠席理由を積極的に「不登校ではないか」と捉え、「学校教育において支援する」意識が大切である。

不登校の改善率、及び、学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた不登校児童・生徒の割合（小・中合計）が低下している。また、学校内外のいずれの関係機関等からも指導・支援を受けていない不登校児童・生徒は3,663人であった（全体の42.8% 前年度比 0.2ポイント減）。各学校が家庭・関係機関等と連携し、不登校児童・生徒の支援、将来の社会的自立、学校生活の再開に向けた取り組みを、今後も充実させることが大切であると捉えている。

\* 不登校の改善率；「指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒」「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒」を合わせた割合

## 4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.25～33）

- ア 長期欠席生徒数は7,228人に増加（前年度より93人増加）  
 長期欠席出現率は5.44%（前年度より0.1ポイント低下）  
 課程別の内訳では、
- |     |         |                        |
|-----|---------|------------------------|
| 全日制 | 長期欠席生徒数 | 3,640人（前年度より237人減少）    |
|     | 長期欠席出現率 | 2.95%（前年度より0.23ポイント低下） |
| 定時制 | 長期欠席生徒数 | 3,588人（前年度より330人増加）    |
|     | 長期欠席出現率 | 38.3%（前年度より2.56ポイント低下） |
- イ 不登校生徒数は4,243人と、6年連続して増加（前年度より567人増加）  
 全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 3.19%（前年度より0.38ポイント上昇）

課程別の内訳では、

全日制	不登校生徒数	2,173人	(前年度より353人増加)
	出現率	1.76%	(前年度より0.26ポイント上昇)
定時制	不登校生徒数	2,070人	(前年度より214人増加)
	出現率	22.1%	(前年度より1.74ポイント上昇)

- ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等では、  
病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた人数 341人 8.03%  
(前年度より6人減少 1.41ポイント低下)  
養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた人数 1,006人 23.71%  
(前年度より289人増加 4.21ポイント上昇)

## (2) 調査結果の捉え

定時制の長期欠席者は増加しているものの、全日制の長期欠席者は減少となった。

不登校生徒の増加については、欠席理由を単に「病気」や「その他」と捉えることなく、積極的に「不登校」と捉えたことが要因の一つであると考えている。不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員にチーム支援の考え方や外部資源の活用、保護者との連携方策等のノウハウ等を提供し、学校全体で取り組む生徒指導・教育相談体制の構築が図られた。不登校生徒は、学校がすべき指導・支援によって好転する可能性があることから、各学校において、日常の指導やスクールカウンセラーの活用など積極的な支援に取り組んでいる。

不登校生徒が増加している要因として考えられることは、単位制の増加や授業料無償化など学校のしくみの変化によるものと、不登校を経験した生徒を積極的に受け入れる学校を設置したことも一因と思われる。

不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等については、その割合が減少している。スクールカウンセラー等配置活用事業の積極的な展開を含め、学校内外の様々な人的資源と連携したチーム支援について更なる教育相談体制の充実に向けた取組みを推進する必要がある。

長期欠席者を減少させるためには、各学校において、生徒が「わかる」授業や達成感を実感することのできる授業づくりに取り組み、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

## 5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.34～37）

- ア 中途退学者数は2,234人に減少（前年度より182人減少）

課程別の内訳では、

全日制	中途退学者数	1,125人	(前年度より122人減少)
	中途退学率	0.91%	(前年度より0.12ポイント低下)
定時制	中途退学者数	1,109人	(前年度より60人減少)
	中途退学率	11.86%	(前年度より0.99ポイント低下)

- イ 中途退学に至った理由について、全日制では進路変更486人・43.2%（前年度531人・42.6%）、学校生活・学業不適應が431人・38.3%（前年度434人・34.8%）、学業不振78人・6.93%（前年度116人・9.3%）の順となり、経済的理由は2人・0.17%（前年度6人・0.5%）であった。

定時制では、学校生活・学業不適應398人・35.9%（前年度286人・24.5%）進路変更が377人・34.0%（前年度396人・33.8%）、仕事の多忙等その他の理由153人・13.8%（前年度163人・13.9%）の順となり、経済的理由は14人・1.26%（前年度30人・2.6%）であった。

- ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度1人）となった。

## (2) 調査結果の捉え

中途退学者が減少したことは、各学校におけるきめ細かな粘り強い生徒指導と学習意欲や通学意欲を高める支援の成果と捉えている。

多くの生徒が進路変更や学校生活・学業不適応等の理由により中途退学していることを踏まえ、中学生に対して希望する高校についての十分な理解を深めるためのわかりやすい情報を提供し、高校での学校説明会や体験入学の実施を推進していく。

学習に対する生徒の意欲を高めるため、生徒が達成感を感じる授業展開、少人数学習や習熟度別学習の導入、柔軟な教育課程の編成や単位修得の弾力化など授業や教育課程の工夫に取り組んでいく。

学習意欲をなくした生徒や不登校の生徒等に対する継続的な支援のために、教育相談コーディネーターを中心として、スクールカウンセラー等を活用し、学校の教育相談体制の充実に向けた取組みを推進していく。

## 6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38）

小中学生で5人、高校生で4人、合計9人という結果となった。（前年度7人）

### (2) 調査結果の捉え

9人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、教育活動全体を通じ、いのちの授業を始めとする生命を大切に教育を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組みをさらに強化することが重要である。

## 7 出席停止の状況（公立小・中学校）

### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.39）

0人（前年度は0人）

### (2) 調査結果の捉え

平成24年度は出席停止に該当する状況は見られなかった。日頃から問題が発生しないよう規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が綿密な連携や協力を図ることが重要である。

## 8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.40～41）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は59機関、教育相談員数は385人で、1機関あたり6.53人であった。

教育相談件数は53,729件である。

### (2) 調査結果の捉え

暴力行為やいじめの認知件数が増加し関係機関との連携が重視される中、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組みを今後とも推進する必要がある。

## 神奈川県教育委員会の主な取組みについて

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動等に対して次のとおり「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組みの充実に努めている。

### かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、次の3つのプロジェクトに取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

### 「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月21日に開催した「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機として、県内の各地域で地域の大人たちが子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもへの関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

### かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

### 「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取り組み状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を県独自に実施。毎年度実施している。

### 「神奈川県児童生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

第1期 4～7月                      第2期 4～9月                      第3期 4～12月

### スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H25）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高校：56校を拠点として全高等学校に対応

### スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H25）5教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

教育局に配置のSVが県立学校に対応

### 教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

### 相談窓口「いじめ110番」の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年から24時間受付体制を整備している。

## 参考URL

<問題行動等に関する資料>

- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」

神奈川県教育委員会 平成19年

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

<いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」

- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」  
平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>

- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p678341.html>

< 関係機関との連携等に関する資料 >

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～  
「関係機関との連携支援モデル」  
神奈川県教育委員会 平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」  
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成25年6月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p463703.html>
- ・「協働チーム宣言」  
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実  
神奈川県教育委員会 平成22年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>
- ・「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」  
神奈川県教育委員会 平成25年5月一部変更  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

< 教育相談・学習支援等に関する資料 >

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」  
総合教育センター 平成19年4月  
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q & A」  
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月  
[http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case\\_m.pdf](http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf)
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」  
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月  
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」  
神奈川県教育委員会 平成24年6月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

< 自殺等に関する資料 >

- ・「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
文部科学省 平成22年3月  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/04/\\_icsFiles/fieldfile/2010/11/16/1292763\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/fieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf)

< 体罰防止に関する資料 >

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>